



国際協力機構(JICA)による開発途上国における 廃棄物管理分野への支援

第59回:JICAの三角協力ーホンジュラス共和国統合固形廃棄物管理の ための自治体連携管理モデル確立プロジェクトの事例

独立行政法人国際協力機構

ホンジュラス長期専門家 進藤 玲子、田中 直樹

地球環境部 環境管理・気候変動対策グループ 加賀瀬 悠

1. はじめに

JICAでは、南南協力を「開発途上国が相互の連携を深めながら、技術協力や経済協力を行いつつ、自立発展に向けて行う相互の協力」と定義し、先進国や国際機関がこれを資金・技術・運営方法等で支援することを三角協力と呼ぶ¹。

本稿では、中米ホンジュラスで実施中の技術協力「統合固形廃棄物管理のための自治体連携管理モデル確立プロジェクト」(以下、「プロジェクトGOMI²」)を事例に、JICAの三角協力について述べる。技術協力における三角協力には、相手国及び日本以外から専門家を派遣する「第三国専門家」、並びに相手国及び日本以外の第三国で研修を実施する「第三国研修」等があり、本稿ではこの2例を示す。

2. プロジェクトGOMIについて

ホンジュラスは、グアテマラ、エルサルバドル及びニカラグアと国境を接する中米の国で、面積は112,490km²、2022年の人口は1,043万人、一人当たり国民総所得は2,750米ドルである³。国内には298の自治体が存在し、収集運搬や最終処分といった廃棄物管理は自治体の責任とされているものの、現状では廃棄物のほとんどが不法投棄されるか、

オープンダンプサイトに投棄されており、適切な処分ができていないのはわずか28自治体にとどまる⁴(写真-1)。

プロジェクトGOMIの実施期間は2024年4月から2027年3月までの3年間で、「サンファン川流域自治体連合」(以下、「MANCURISJ」という)と「ヨホア湖保護のための自治体連合」(AMUPROLAGO)をパイロットプロジェクト対象地域として、自治体連携による収集・運搬・最終処分の一連の流れの改善を図り、技術・経済面において持続可能な運営・管理がなされるようホンジュラス環境省(以下、「SERNA」



写真-1 廃棄物収集が行われていないため、オープンダンプで処理される自治体

1 “南南・三角協力 | 事業について”, JICA HP, <https://www.jica.go.jp/activities/schemes/ssc/index.html>

2 “GOMI”は、スペイン語で自治体連携ガバナンスモデルを意味するGobernanza Modelo Intermunicipalの略称。

3 “ホンジュラス共和国”, 外務省HP, <https://www.mofa.go.jp/mofaj/area/honduras/index.html>

4 SERNAからの聞き取りに基づく。



写真-2 MANCURISJ自治体連合が運営する衛生埋立処分場

という)や関連機関への支援を行っている(写真-2)。将来的には、この自治体連合による管理体制を自治体連携管理モデルとして、ホンジュラスの他地域に普及していくことを目指す。

3. エルサルバドルからの第三国専門家

ホンジュラスの廃棄物管理の分野では、図-1に示す通り、JICAの技術協力として、2回にわたって隣国エルサルバドルからの第三国専門家が派遣され、自治体連携による廃棄物管理のコンセプトや準好気性埋立処分場の建設・運営管理の技術移転が行われた。

2005年から2009年にJICAは、エルサルバドルにおいて技術協力「地方自治体廃棄物総合管理プロジェクト⁵⁾」を実施し、対象の自治体連合内に廃棄物管理体制が構築されるとともに、自治体向けのガイドラインが制定された。これにより、エルサルバドル全国の地方自治体に自治体連携による廃棄物管理が普及した。本事業を通じて能力向上を支援した同国の

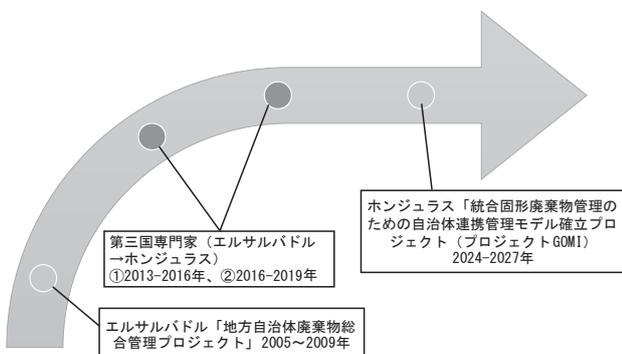


図-1 プロジェクトGOMIに至る技術協力の流れ

関係者が、その後第三国専門家としてホンジュラスに派遣されたのである。現在プロジェクトGOMIの活動においては、これらの第三国専門家の技術協力を通じて知識や経験を蓄積したセンセンティ渓谷地域廃棄物管理公社(以下、「EIS-VS」という)の職員が、ローカル専門家として対象自治体連合への支援に加わっている。

4. ペルーでの第三国研修の実施

プロジェクトGOMIでは、2025年3月にペルーでの第三国研修を実施した。JICAは、有償資金協力「固形廃棄物処理事業」(2012年)及び「同フェーズ2」(2022年)、現在実施中の技術協力「最終処分場運営能力強化プロジェクト」(2024～28年)等を通じてペルーの廃棄物管理改善に協力してきた経緯がある。

ホンジュラスでは廃棄物法案の国会提出を準備中であり、同法案の中にはSERNA廃棄物管理局の設置、情報制度の整備、自治体向けの補助金制度等が含まれている。ペルー環境省(以下、「MINAM」という)ではこれらの組織や支援制度が機能しており、将来的にホンジュラスにとって参考となると考えられたため、2024年11月からSERNAとMINAMとの間で準備を重ね、最終的に2025年3月3～7日の期間で研修が実施されることとなった。当初予定していたSERNAの職員が諸事情により参加できなくなり、ホンジュラス全国自治体連合(以下、「AMHON」という)、EIS-VS及びMANCURISJから総員4名がペルーでの第三国研修に参加した(写真-3)。

研修の初日に、ホンジュラスの研修員から自国の廃棄物管理の実情について発表が行われ、対する



写真-3 ペルーMINAM職員、ホンジュラス研修員と日本人専門家

5 “地方自治体廃棄物総合管理プロジェクト”, JICA ODA見える化サイト <https://www.jica.go.jp/oda/project/O603020/index.html>



写真-4 リマ市スルコ区のエコロジーパーク視察

MINAMからは法制度、組織体制、許可・検査制度、情報制度、自治体支援制度等の廃棄物管理に係る幅広い事業が紹介された。一週間という短期間であったが、資源回収センターや最終処分場等の施設訪問を含めた研修項目は12に上った(表-1)。講義はすべて実務に携わるMINAM及び関係機関の職員によってなされ、ホンジュラス研修員からは各制度の運用について細部に至る質問がなされた。中でも情報制度や検査制度への関心が高く、研修後のアンケートでは4名全員が非常に参考になったと回答し、ホンジュラス帰国後の報告会でもこの両制度に言及していた。

表-1 ペルーでの研修項目

1	ペルーにおける統合的固形廃棄物管理のための法的枠組み及び規制
2	固形廃棄物管理総局の組織と機能
3	固形廃棄物管理情報システム (SIGERSOL)
4	自治体運営改善のためのインセンティブ制度
5	統合的廃棄物管理における検査・監督制度 (環境評価・監査庁:OEFA)
6	インフォーマルリサイクル従事者の正規化、および正規リサイクル従事者の認証制度
7	“RECICLA”プログラム (発生源での分別と分別回収プログラム)
8	都市廃棄物以外の廃棄物管理 (建設廃棄物、有害廃棄物、感染性廃棄物など)
9	リマ市アテ区有価物回収センター及びコンポストセンター視察
10	リマ市スルコ区エコロジーパーク視察 (写真-4)
11	プラスチック容器製造会社 PAMOLSA 視察
12	イカ州チンチャ郡の最終処分場 (準好気性埋立構造) 視察

本研修の成果として、特に次の2つを挙げておきたい。1つ目は、ホンジュラス国内では導入例が多くない準好気性埋立処分場についての関係者の理解が深まったこと、2つ目はプロジェクトの合同調整委員会のメンバーであるAMHONの関与が強まったことである。

まず、最終処分場の運営についてだが、研修に参加した4名のうち2名は直接最終処分場の運営に携

わっている。エルサルバドルの第三国専門家の指導を受けて準好気性埋立処分場を建設・運営してきたものの、自己流で、手探りで進めてきた部分も多く、これまで自信を持って運営できなかった部分が多かったと感じる。他国での導入例を見たのはこの第三国研修が初めてである。研修中にMINAM担当者やペルーの最終処分場関係者と意見を交換し、準好気性埋立への理解が深まるとともに、自分たちの運営する最終処分場への自負が高まったと見受けられた。

続いてAMHONの関与について述べたい。AMHONはプロジェクトの合同調整委員会のメンバーとしてプロジェクトGOMIIには関わりがあったが、委員会の開催は年2回程度であり、活動への参画は限定的であった。今回AMHONから参加した研修員が作成したアクションプランには、AMHONによるプロジェクトGOMIの広報強化や自治体への研修制度を通じた連携が含まれている。これまでプロジェクトGOMIからの依頼で研修の講師派遣を行うといった協力はあったが、ペルー研修を通じてAMHONの活動への示唆を得て、プロジェクトへの参画がより主体的なものへと変化したと言える。

なお、アクションプランには他にSERNAの環境総局(以下、「DGA」という)への提言的な内容が含まれており、研修員は帰国後アクションプランを発表するとともに、研修内容のうち特に補助金制度、検査・監督制度及び情報制度の内容をDGA職員に共有した。補助金制度はSERNAの有する「アンドレス・タマヨ司祭環境プログラム(PPAT)」に、検査・監督制度はSERNA内にある環境アセスメント管理総局(DECA)の担当する審査制度に類似しており、ペルーにおけるこれらの制度の運用は、ホンジュラスでの将来的な運用を検討する上で参考になる。また、ホンジュラスの廃棄物管理に係る情報制度については未整備であるが、米州開発銀行(IDB)の主導で制度の整備への話し合いが開始されたところであり、研修員は継続的な支援を約束している。願わくは、本研修に参加が叶わなかったDGAのカウンターパートが報告された情報を活用し、既存のホンジュラスの制度の向上や、整備が望まれる情報制度を推進する自覚を高めてほしいところである。

5. 途上国間での協力の実施による効果

ホンジュラスとエルサルバドル、ペルーという途上国同士での協力を通じて、以下の3つの特徴が浮かび上がる(図-2)。

第一に、同じスペイン語文化圏に属していることによるコミュニケーションの容易さがある。通訳を介さず直接やり取りすることで細かい疑問点が解消され、より理解が深まるメリットがある。

第二に、より身近なゴールを描けること。日本で先進的な廃棄物管理を学ぶことももちろん重要だが、文化や発展度合いがより近い国で研修を行うことにより、研修員にとって自国での実現に向けた道のりやゴールがイメージしやすい。エルサルバドルやペルーの経験と教訓を学び、彼らなりの考察を行い、自国で改善・強化すべき点を議論する過程を通じて、より具体的な行動に結びつきやすい。

第三に、物理的な距離の近さがある。移動距離が短くコストが低く抑えられ、かつ時差も少なく、研修員や第三国専門家にとって負担が小さい。

南南協力を実施する側にもメリットがある。例えば、第三国研修を行ったペルーにとっては、直近20年で改善を進めてきた廃棄物管理の経験を他国に伝えることで、これまでに蓄積された経験が整理され、自信を深める機会になった。こうした過程は、まさにJICAの技術協力の目指す能力強化(Capacity Development)の好例と言える。

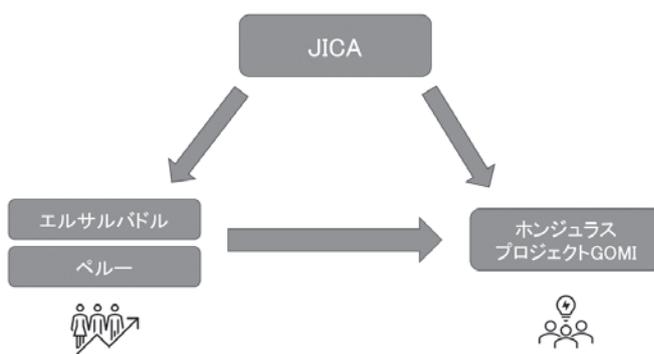


図-2 ホンジュラスへの三角協力のイメージ

6. おわりに

本稿では、ホンジュラスでの技術協力におけるエルサルバドル、ペルーからの三角協力について述べた。JICAの協力は日本と相手国という二国間協力が基本であるが、今回のホンジュラスに対する協力においては、これまでの協力を通じて構築されたアセットを活用し、近隣の他国を支援する三角協力がより効果的かつ効率的な協力となり得ると感じた。中南米地域という文化的・社会的に類似した地域で、かつ経済的に発展した国が増えていることが、より効果性を高めている。プロジェクトGOMIを経て、ホンジュラスが中米地域における廃棄物管理の先進地域となり、周辺諸国に対する南南協力の実施主体へと育つことを願い、本稿の締め括りとした。

以上